

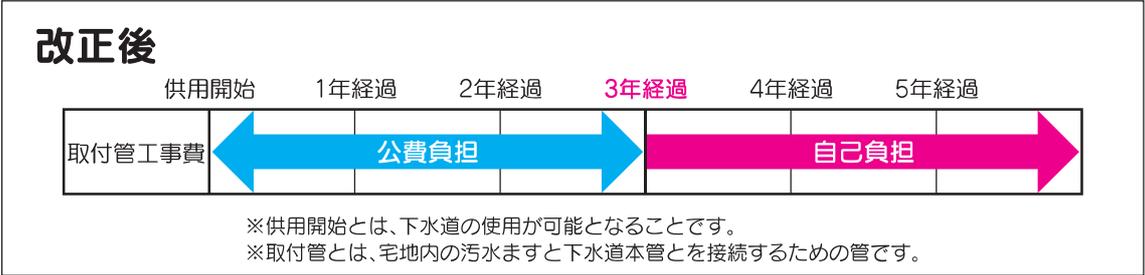


水だより

No.82
2016年(平成28年)6月

発行：一宮市上下水道部 一宮市本町2丁目5番6号

下水取付管工事費の自己負担について



下水道の供用開始後、取付管工事の申し込みをいただきますと、全額公費負担で工事を行ってききましたが、下水道への早期接続をお願いするため、下水道の供用開始後に公費負担で施工する取付管工事は、**下水道の使用開始申し込みと同時にを行う取付管工事に限定し、供用開始から3年間に限って行うもの**とします。**3年経過後は自己負担で取付管工事を行っていただくこととなります。**

また、供用開始後に分筆されました土地の取付管工事は、供用開始から3年以内であっても分筆前の土地面積を基準として公費負担工事箇所数を決めますので、**自己負担となる場合があります。**

この改正は、**平成28年10月1日**から施行を予定していますが、既に供用開始している区域は平成31年9月30日までは、下水道を使用開始する場合の取付管工事に限って公費負担にて施工します。

お問い合わせ先《給排水設備課 ☎28-8660》

下水道工事に関するお願い

現在、一宮市では快適な市民生活や自然環境の保全のため、下水道の整備を進めています。下水道工事は長期間にわたり、交通の規制や騒音など、皆さまの生活にご迷惑をおかけすることになります。特に工事箇所周辺の皆さまには大変なご迷惑をおかけしますが、最小限に抑えられるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、工事に関しましてお気づきの点がございましたら、下記までご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先《下水道整備課 ☎85-7093》



「じゃ口から 安心とどけ 未来まで」 「下水道 水がいからの 守り神」

この「水だより」には再生紙を使用しています。

水道事業の経営状況について

前号では下水道事業の経営状況についてご報告しました。本号では平成26年度に当年度純損失を計上しました水道事業についてご説明していきます。

平成26年度当初予算から地方公営企業に適用される会計基準が変わりました。そこで、新会計基準で義務付けられた引当金などで、平成25年度に計上されるべきであった額4億2千万円余を特別損失で処理しましたので、9千万円余の当年度純損失となりました。つまり、会計基準が変わったことによる一時経費で純損失になったのであって、本来は純利益が計上できています。平成27年度以降も当年度純利益が計上できる見込みになっています。

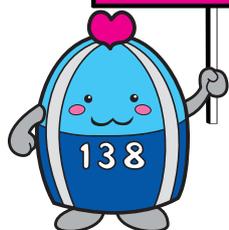


しかし、心配な点もあります。それは、水道料金収入が毎年8千万円程減少していることです。少人数世帯の増加や節水意識の定着、節水型の洗濯機やトイレの普及、ミネラルウォーターの購入など、水道水を使っていただく量が年々減少しています。水道事業は、水源の井戸などから皆さまのご家庭まで水道管を通して水をお届けしています。水道事業を始めるために配水場や水道管網の整備などに多額の投資をしていますので、使っていただく水量が減っても、水を届けるための費用をそれだけ減らすことができません。

老朽化した水道管の更新や、東海・東南海地震に備えての耐震化対策も大きな負担になってきます。一宮市の水道管のうち、法定耐用年数(40年)を超えた管の延長は13.5%(平成26年度)で、同規模団体の平均(平成25年度 15.2%)よりは少ない状態です。老朽管の更新を毎年行っていますが、そのスピードは1年に総延長の1.1%ですから、更新が終わるまでに90年かかる計算になります。

耐震化率は6.9%(平成26年度)で、同規模団体の平均(平成25年度 15.4%)より大きく遅れています。

手軽に飲める水道水で熱中症対策!!



人のからだの約60%(成人男性の場合)は、水分でつくられています。からだの水分量が少なくなると、熱中症や脳梗塞、心筋梗塞などの大きな健康障害を招く恐れがあります。

熱中症などから「からだ」を守るために水分の補給は欠かせません。のどの渇きは、すでに「脱水」が始まっている証拠です。**渇きを感じてから水を飲むのではなく、渇きを感じる前に水分を摂ることが大切です。**

その際、砂糖や塩分の濃度が高いと、吸収までの時間が長くなる点に注意が必要です。



また、アルコールや多量のカフェインを含む飲料は、尿の量を増やし体内の水分を排せつしてしまうので、水分補給としては適しません。

水道水は、蛇口をひねるだけで簡単に飲むことができます。**「早めに、こまめに」を意識して、水分補給しましょう。**



【参考:厚生労働省ウェブサイト

「健康のため水を飲もう」推進運動から】

お問い合わせ先 《営業課 ☎85-7094》

現在は水道管口径400mm以上の基幹管路を中心に耐震化を進めていて、基幹管路では耐震適合率が25.2%(平成26年度 全国平均36.0%)になっています。大規模地震の被災地で、道路から水道水が噴き出している映像をご覧になったことがあると思います。水だよりNo.80(平成27年9月)に掲載しましたように、管と管をつなぐ継手部分が外れにくい水道管に取り替えていく工事を行い、地震が発生してから水道管を通して水道水を送ることができるようになるまでの日数を、1日でも短くしていかなければなりません。

老朽管の更新や管の耐震化は、水道料金収入の増収につながるものではありませんので、水道事業経営を安定させるため、水道料金収入とのバランスを考えながら進めています。

一宮市の水道水は「おいしい水」です。水だよりNo.76(平成26年5月)に掲載しましたように、旧厚生省「おいしい水研究会」が発表した「おいしい水の要件」をほぼ満たしています。水質は毎日監視していますので、安心して蛇口からそのまま飲んでいただくことができます。

「伏流水はおいしい」ということをお聞きになったことがありますか。一宮市の水道に使用しています木曾川の伏流水は、上中流の川底から地中に染み込んだ水で、地中10mから20m位を流れている水脈から汲み上げています。汲み上げることができる水量は季節により変動しますが、尽きることのない豊かな水です。

この伏流水を味わっていただくため、極楽寺水源の井戸から汲み上げた水に、何も加えず加熱殺菌だけでペットボトルに詰めた飲料水をこの夏に販売する予定です。5年間保存できますので災害備蓄用飲料水としても活用できます。ぜひご購入していただき、おいしい伏流水を実感してください。



水だよりのバックナンバーは、
【一宮市公式ウェブサイト】
暮らしの情報 > 水道 >
広報誌「水だより」>
広報誌「水だより」
バックナンバーから
ご覧いただけます。

お問い合わせ先《経営総務課 ☎28-8620》

市役所本庁舎10階の配置が変わりました

平成28年4月より、下水道建設1課と下水道建設2課が統合し、下水道整備課になりました。
平成28年5月より、給排水設備課の事務室が、9階から10階に変更になりました。

管路保全課からのお願い

宅地内修繕について



道路上で漏水を発見されたときは

道路がいつも濡れていたり、側溝や水路などにいつもきれいな水が流れ込んでいるなど、水道漏水を発見されたときは、管路保全課へご連絡ください。

- ・ 宅地内の水道の水漏れや故障修繕は、
一宮市指定給水装置工事事業者へ
- ・ 宅地内の下水道のつまり等の修繕は、
一宮市下水道排水設備指定工事店へ

【一宮市公式ウェブサイト】
暮らしの情報 > 水道 > 工事・修理



道路より漏水



地中で漏水していた水道管

お問い合わせ先《管路保全課 ☎73-8151》

～次の世代にきれいな水をつなげましょう～

下水道への接続のお願い

<下水道の役割>

トイレを水洗化する



街をきれいにする



きれいな水辺をみる



くみ取り便所は、悪臭やくみ取りの煩わしさが解消されます。浄化槽は、維持管理が不要になります。

家のまわりに汚れた水がたまりにくく、悪臭や蚊、ハエの発生を防ぎます。

家庭からの生活污水や、工場からの排水が、そのまま海や川に流れ込むことがなくなります。

<公共下水道への接続の義務について>

下水道が整備され供用開始された区域では、下水道法に基づき、下水道への接続が義務付けられています。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

- ・くみ取り便所の場合
供用開始後3年以内に接続
- ・浄化槽の場合
遅滞なく(概ね1年以内)に接続

<水洗便所改造資金融資あっせん
利子補給制度について>

下水道へ接続するための工事費用を一度に負担しなくてもすむよう、申請により金融機関に対して資金の融資をあっせんし、市より利子の補給をします。

- ・くみ取り便所を水洗便所に改造し接続する場合
1箇所につき60万円以内(1家屋2箇所まで)
- ・浄化槽を廃止し接続する場合
1箇所につき40万円以内(1家屋2箇所まで)

※制度を利用するには、あっせんの条件や利用の制限があります。詳細につきましては、工事をする前に指定工事店または営業課までお問い合わせください。工事着手後ではご利用になれませんので、ご注意ください。



下水道は、使用できるようになった区域の皆さまに接続していただくことで、大きな効果につながるものです。一日も早く下水道へ接続していただきますようご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先《営業課 ☎85-7094》

広告

土木工事・上下水道工事
工事のことなら**当組合員**に
ご用命ください。
親切・丁寧に施工します。
一宮土木協同組合

〒491-0934

一宮市大和町苅安賀

TEL 0586-44-7257

FAX 0586-44-6539



広告

「一宮市水道お客さまセンター」
の業務を担当しています。



業務内容は、電話受付、水道
検針、開閉栓、収納業務です。

どうぞよろしく

お願い致します。

—暮らしの身近で水の未来を考える—

DK 第一環境株式会社 一宮事務所

(一宮市水道お客さまセンター内)

広告の内容等については、広告主に直接お問い合わせください。広告主と上下水道部は直接関係ありません。